

## 津山市凍結防止剤散布作業委託契約書（案）

平成 26 年度における津山市凍結防止剤散布作業委託（以下「委託作業」という。）について、津山市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第 1 条 発注者は、委託作業を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

（委託内容）

第 2 条 委託内容は次のとおりとし、その詳細は別紙 1 凍結防止剤散布業務委託仕様書及び別紙 2 凍結防止剤散布業務委託特記仕様書のとおりとする。

（1）委託路線の実施延長、実施箇所及び延長

業務形態	路線名	区間	延長 (km)	備考	
委託	大規模農道	津山市野村～東一宮	7.5		
	大規模農道	津山市上田邑～鏡野町堺	2.1		
	市道	1002 号線	津山市小田中～椿高下	4.6	2.3km * 2 車線
		1002 号線	津山市林田～高野本郷	4.8	4.0(1 車線)+0.4 * 2 車線
		1003 号線	津山市林田～八出	1.5	
		1003 号線	津山市北園町～沼	0.7	
		1004 号線	津山市山北～上河原	2.3	
		1005 号線	津山市林田～上河原	1.0	
		261 号線	津山市山北～沼	1.0	
		A208 号線	津山市押入～川崎	0.4	津山中央病院
		T037 号線	津山市河辺～川崎	0.6	
		B176 号線 B179 号線	津山市小田中地内	0.3	津山市斎場
	農道計	2 路線	9.6		
	市道計	10 路線	16.9		
計		12 路線	26.5		

（2）委託期間は契約の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

（委託料）

第 3 条 委託作業の委託料（以下「委託料」という。）次項に規定する場合を除き、次に掲げる額の合計額とする。

凍結防止剤散布作業ごとの単価に、作業に要した実働時間×作業数（発注者の確認した作業延べ時間）を乗じた額に消費税 100 分の 108 を乗じた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

(委託料の支払い時期及び方法)

第4条 受注者は、委託料について、第2条に規定する委託期間(以下「委託期間」という。)終了後、所定の請求書(津山市指定様式)により委託料を請求するもの。

2 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、その限りではない。前項の規定による請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を受注者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、その日から30日以内に委託料を受注者に支払わなければならない。

(一括下請負又は一括委託の禁止)

第6条 受注者は、委託作業の全部を一括して又は主体的部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。ただし、あらかじめ、受注者が委託作業を請け負わせ、又は委任する第三者を指定して発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括下請負又は一括委託)

第7条 受注者は、前条の規定により承諾を得た場合を除き、委託作業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託したときは、速やかに発注者に届け出なければならない。

2 発注者は、委託作業の遂行につき著しく不相当と認められる下請負者又は受託者があるときは、受注者に対してその変更を求めることができる。

(監督員)

第8条 発注者は、受注者の委託作業の遂行について、自己に代わって監督し、又は指示する監督員を定めることができる。

2 発注者は、前項の監督員を定めた場合には、直ちに受注者に通知するものとする。

(現場代理人及び主任技術者)

第9条 受注者は、作業における技術上の管理と安全管理をつかさどる現場責任者を定め、書面をもって発注者に通知するものとする。

(作業の確認)

第10条 受注者は、委託作業を実施した日ごとに、発注者が別に定める日報を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

2 受注者は、必要に応じて現地確認を行い、現地検査の結果不合格となり手直しを命じられたときは、遅滞なく当該手直しを行うこと。

3 前項の手直しに係わる稼働時間は、委託料算定の対象としない。

(損害賠償)

第12条 受注者は、委託作業の実施につき自己の責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負うものとする。また、受注者の管理に係わる人身及び機械の損害についても同様とする。

2. 受注者は、前項に該当する損害が発生した場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。
3. 受注者が発注者と機械使用貸借契約を締結している場合は、当該契約の規定によるものとする。この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

(委託作業の変更、中止等)

第13条 発注者は、必要がある場合には委託内容を変更し、又は委託業務の遂行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面により、変更契約を行うものとする。

(遅延利息)

第14条 発注者の責めに帰すべき理由により、第4条第2項の規定による期間(以下「約定期間」という。)内に委託料を支払わない場合は、受注者は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、委託金額につき年3.0パーセントの率を乗じて得た金額の遅延利息の支払を請求することができる。

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき理由により、受注者が作業しないとき、又は作業を実施する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 受注者の作業の実施が不相当であると発注者が認めるとき。
- (4) 受注者が正当な理由がなく、発注者の指示に従わないとき。
- (5) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその視点若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号及び次号において同じ。)が暴力団員等(岡山県条例第57号。以下「条例」という。)第2条3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号について同じ。))であると認められるとき。

ロ 暴力団(条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社、若しくは第三者の利益を目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト イからホまでのいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わず、又は当該契約を解除しなかったとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、受注者にその損害賠償を請求することができる。

（契約書作成費用の負担）

第16条 この契約の作成に必要な費用は、すべて発注者の負担とする。

（その他）

第17条 この契約に定めていない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、発注者受注者双方で協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者（発注者）岡山県津山市山北520番地

津山市長 宮地 昭範

Ⓜ

受託者（受注者）

Ⓜ

## 津山市凍結防止剤散布業務委託仕様書

### (適用範囲)

第1条 この仕様書は、発注者が凍結防止剤散布作業を受託者（以下「受注者」という。）に委託して実施する場合に適用する。

2 この仕様書の定めのない事項については、発注者又は発注者が定める監督員の指示によるものとする。

### (凍結防止剤散布の目標)

第2条 路面の凍結を事前に防止し、又は凍結している路面を緊急に融解することにより、道路のもつ車線幅員の確保を目標とする。

### (待機)

第3条 受注者は、気象状況に注意を払い、作業の出動基準に達した場合には速やかに出動できるよう態勢を整えておくこと。

2 受注者は作業の出動基準に達した場合、発注者又は発注者が定める監督員へ状況報告を行うとともに、出動の指示を受けること。

### (作業)

第4条 受注者は、発注者又は発注者が定める監督員から出動の指示があった場合は、直ちに出勤して速やかに作業を行い通行を確保しなければならない。なお、凍結防止剤散布に出勤したが散布の必要がなかった場合は、パトロールを実施したものとする。

2 各作業の出動基準は、次のとおりとする。

#### (1) 凍結防止剤散布

- ・路面が凍結又はそのおそれがある場合
- ・散布量は20～30g/m<sup>2</sup>を標準とする

3 受注者は、作業の開始時及び完了時には、発注者又は発注者が定める監督員へ報告するものとする。

### (作業計画)

第5条 受注者は、契約締結後速やかに次の事項を記載した作業計画書を提出し、発注者又は発注者が定める監督員の承認を得るものとする。また、その内容に変更を生じるときも同様とする。

- (1) 各体制時（平常時、異常降雪時）の作業班の編成
- (2) 連絡方法
- (3) 作業方法
- (4) 安全管理

(安全管理等)

第6条 作業の安全管理及び作業に伴う交通安全対策については、受注者の責任において行うものとし、委託契約書によるほかは次に揚げるとおり行うものとする。

- (1) 受注者は、作業に伴う苦情等に対しては、早急に、誠心誠意対応すること。
- (2) 受注者は、発注者が支給した凍結防止剤を、品質保持が図られるように適切に保管すること。また、散布作業の必要量を常に確保するように、在庫管理を行うこと。

(騒音防止)

第7条 受注者は、付近住民の迷惑にならないよう、騒音防止に努めなければならない。

(運転日報等)

第8条 日報等提出書類については、特記仕様書に記載事項のとおり。

(クレーン操作)

第9条

車庫内において、凍結防止剤(500kg)を散布車に搬入の際は、備え付けの移動式クレーンの操作が必要となるが、その操作にあたり玉掛け技能講習終了者とクレーンの運転の業務に係わる特別教育終了証の資格を有する者が作業にあたること。また、資格者証を携帯のこと。

(支払いについて)

第10条

受注者は、日報、月報等の必要書類を整理記入し、月初めに前月までの成果を提出すること。支払については、3月31日期間終了後に稼働実績に基づき支払うこととする。

## 1. 凍結防止剤散布作業の出動について

- (1)契約書、委託仕様書によるものとする。
- (2)受注者は気象状況を把握し、自ら出動態勢を整えること。
- (3)事業主体である津山市が出動指示を出すべきであるが、当日早朝の現地における道路状況を把握している請負者の判断を優先することとし、請負者の判断により出動する。また場合により発注者から出動指示もある。作業完了後は速やかに同連絡員に報告を行うこと。

## 2. 作業計画について

- (1)受注者は、凍結防止剤散布業務に従事する運転者について、使用機種の運転免許証の写しを添付し、クレーン操作に必要な玉掛講習修了者・クレーンの運転業務に係わる特別教育証も添付し、作業計画書を提出すること。(作業計画書は任意の様式で受注者が作成すること。)
- (2)また機械には、機械管理者を記載すること。

## 3. 現場確認及びパトロールについて

- (1)凍結期間前に支障箇所について現地確認を行い、道路構造物及び凍結防止剤散布車輛に損傷を負わせないように注意すること。
- (2)散布中監督員より指導することがある。

## 4. 機械貸与について

委託契約締結後、速やかに物品無償貸付申請書を提出すること。  
返却時は市の指定した日時、場所において受注者の立ち会いのもと当該機械の整備検査を行い、市が支障が無いと認めるときは返納するものとする。

## 5. 機械貸与の維持管理について

- (1)機械の日常点検整備を適切に行うこと。
- (2)機械修繕に要する費用は、使用していれば壊れるものについては市が負担するものとする。また負担の区別ができない場合は、協議により決定するものとする。
- (3)機械の異常等早期発見のため、機械管理者を決め、できるだけ同じ人がその機械を運転するようにすること。
- (4)故障及び事故が発生したときには、直ちに市監督員に連絡するとともに、一般交通の安全を確保し、状況がわかる写真を撮影すること。

## 6. 散布業務委託の成果資料について

作業報告書（作業日報、作業月報等）の様式は別紙4・5のとおりとする。

### (1)写真

- ・路面状況、凍結状況、散布作業状況は各作業日において撮影すること。

### (2)作業日報(別紙4)

- ・作業時間は、委託区間における実作業時間（凍結防止剤散布を実施している時間）とし、準備作業や機械回送に要する時間は含まない。
- ・作業時間計の欄へ記載する作業時間は15分単位で記入すること。15分未満の端数は切り捨てること。
- ・作業時間のうち、Aとは午前8時～午後5時、Bとは午後5時～午後8時、Cとは午後8時～午前5時、Dとは午前5時～午前8時の作業とする。
- ・日報は作業日ごとに2部作成すること。

### (3)委託料請求書に添付する作業報告書

- ・作業日報(別紙6)へ記載する作業時間は15分単位で記入すること。15分未満の端数は切り捨てること。

## 7. 凍結防止剤散布車運転

凍結防止剤散布日報及び月報（別紙5）に記入し翌月始めまでに提出すること。

## 8. その他

### (1)適用条件

委託を受けた（凍結防止剤散布を依頼された）業者は、凍結防止剤散布期間における急な出勤に備えて、週に1回は点検整備の一環として試運転（エンジンを回し、オイルの潤滑チェックを行い、チェーンの緩み確認等）を行うこと。

### (2)期間等

- ・契約の日から平成27年3月31日とする。
- ・7日毎に点検する。（散布作業日以降7日毎に点検）
- ・1回の点検は15分、エンジンを始動すること。

### (3)凍結防止剤散布作業に使用予定の『凍結防止剤散布車』で規格は『BDG-FX7J GWA』、登録番号『岡山800す56-31』とする

- ・車輛は8t車で最大積載量は2640kgの2.5m<sup>3</sup>の乾式です。
- ・散布作業は国土交通省仕様の『乾式散布車運転の手引き』を参照

### (4)凍結防止剤散布車の運転作業は、原則として2人で対応すること。

### (5)散布車返納時には、車両を洗車して返納すること。（下回り等の洗車も含む）



様式第 6 号(第 21 条関係)

# 物 品 借 受 申 請 書

年 月 日

殿

借受人 住 所  
氏 名

Ⓔ

下記の物品を借り受けたいから、財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例第 7 条の規定により申請いたします。

## 記

- 1 物 品 名 .....
- 2 形 質 .....
- 3 数 量 .....
- 4 借受目的 .....
- .....
- .....

5 借用期間 自 年 月 日  
日間  
至 年 月 日

返 納 月 日	月 日	受 領 印	
---------	-----	-------	--

欄は記入しないこと。

# 作業日報

受注者: \_\_\_\_\_

現場代理人 \_\_\_\_\_



月	日	曜	天候	積雪 cm	気温	凍結 有 無	給油量	ℓ
---	---	---	----	----------	----	-----------	-----	---

	始発時走行 メーター(A)	終了時走行 メーター(B)	走行距離 (A)-(B)	稼働時間(分)	運転者	運転助手	随行	クレーン操作	クレーン補助
1回目	km	km	km	(分)					
2回目	km	km	km	(分)					
3回目	km	km	km	(分)					

						散布路線	
積込み開始時刻	散布開始時刻	終了時刻	積込み数	袋残量	散布路線	大規模農道	津山市野村～東一宮
時 分～	時 分～	～ 時 分	袋	袋		大規模農道	津山市上田邑～鏡野町境
						市道1002号線	津山市小田中～椿高下
						市道1002号線	津山市林田～高野本郷
						市道1003号線	津山市林田～八出
時 分～	時 分～	～ 時 分	袋	袋		市道1003号線	津山市北園町～沼
						市道1004号線	津山市山北～上河原
						市道1005号線	津山市林田～上河原
						市道B261号線	津山市山北～沼
時 分～	時 分～	～ 時 分	袋	袋		市道A208号線	津山市押入～川崎
						市道T037号線	津山市川崎～河辺
						市道B176号線	津山市小田中地内
						市道B179号線	



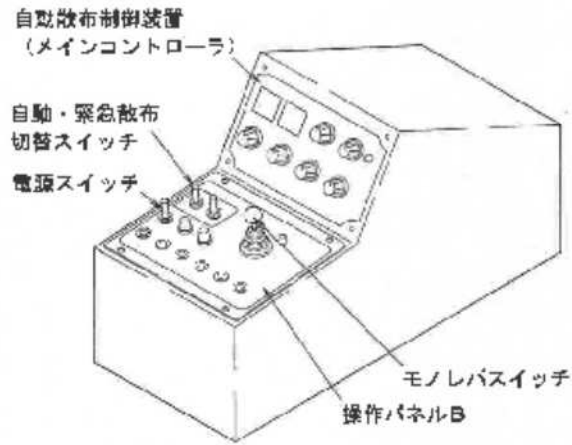
## 1ヶ月当たりの実績報告書      月分

日時	作業開始時間 ～作業終了時間	稼働時間	作業人数 (人)	A	B	C	D
				8:00～17:00	17:00～20:00	20:00～5:00	5:00～8:00
		時間	人	時間	時間	時間	時間
	1ヶ月の述べ人数		人				
		1ヶ月の述べ時間		時間	時間	時間	時間

国土交通省仕様

各部名称

※本装置は薬剤の種類、散布量、散布幅、散布方向などを自動散布制御装置に入力すれば、より省力化、(ワンマン操作)された散布作業が可能な車速同期式散布機です。



アドバイス

操作パネルBのモノレバスイッチを散布にするとコンベヤランプ“赤”に点灯  
薬剤が吐出されると吐出ランプが“緑”に点灯

乾式散布車運転の手引き

※散布現場へ到着したら、下記の手順で操作してください。

散布作業

- ① 操作パネルBの切替スイッチ『自動散布』側を確認する
- ② モノレバスイッチの『停止』を確認する
- ③ 自動・テスト切替ダイヤル『自動』を確認する
- ④ 操作パネルBの電源を『入』にする  
(パイロットランプ及数字表示器が点灯する)
- ⑤ 薬剤の種類を設定する
- ⑥ 散布幅を設定する
- ⑦ 散布量を設定する
- ⑧ 散布方向を設定する  
(右及び中立‘右’又は左散布にスイッチを入れる)
- ⑨ モノレバスイッチ『中立』にする  
(円盤が回転し、ゲートが上がる)
- ⑩ 車を発進、モノレバスイッチ『散布』にする  
(散布を開始する)

散布作業の中断と再作業

- ① モノレバスイッチを『中立』にする  
(ベルトコンベヤのみ停止する)
- ② 車を発進、モノレバスイッチを『散布』にする  
※長時間に及ぶ場合は、モノレバスイッチを『停止』、電源スイッチを『切』にしてください。

散布作業の終了

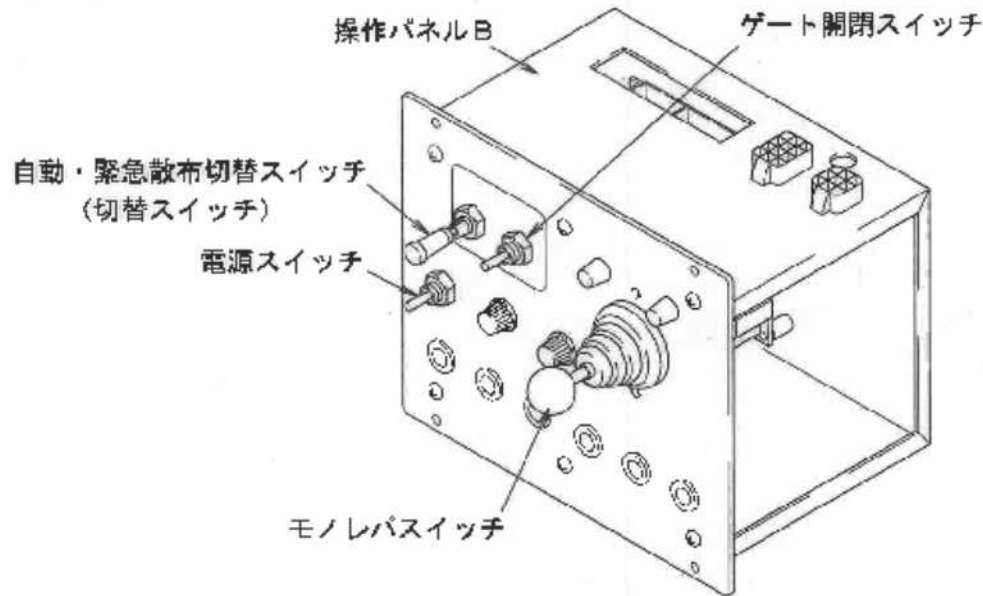
- ① モノレバスイッチを『停止』にする
- ② 操作パネルBの電源スイッチを『切』にする

## 緊急散布時の操作手順

万一のトラブルに際して自動散布制御装置の一時的な代役として、手動設定による緊急散布が行なえ、車速調節の機能は持っていません。

この緊急散布作業の条件として、右散布・散布幅7m・散布量20g/m<sup>2</sup>・車速30km/h・ゲート開度28mmの設定で散布作業を行います。

### 各部名称



### 操作手順

- ① 操作パネルBの切替スイッチ『緊急散布』側を確認する
- ② 操作パネルBの電源スイッチを『入』にする
- ③ 操作パネルBのゲートスイッチで『開』にする  
※散布機後部に目視要員を1名置き、ゲート開度28mmを確認する。

### 散布作業

#### 開始

- ① モノレバスイッチを『中立』にする  
※内盤が回転します。
- ② 車を発進させ、モノレバスイッチを『散布』にする  
※コンベヤが回転し、散布が開始されます。

#### 終了

- ① モノレバスイッチを『停止』にする
- ② 操作パネルBのゲートスイッチで『閉』にする
- ③ 電源スイッチを『切』にする

HANTA

MSB1T (D) 091001